

我孫子市公共施設自動販売機設置事業者募集要領

我孫子市が管理する公共施設への自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の事項を確認の上、応募してください。

1 募集物件

| 物件番号 | 募集件名 | 貸付面積 幅×奥行 | 賃借料の最低価格 (税抜) | 販売品目 | 台数 |
|------|---|---------------------------|------------------|------------|-----|
| | 貸付場所所在地 | | | | |
| 1 | 我孫子市公共施設自動販売機設置場所貸付 | 1.50 m ² | 年額 98,880 円 | 缶、ペットボトル飲料 | 1 台 |
| | 我孫子市役所本庁舎 1 階 正面玄関前（屋外） 我孫子市我孫子 1858 番地 | 幅 1,500 mm 奥行 1,000 mm | | | |

※1 設置場所等の詳細は、P9の別紙「物件調書」を参照すること。

※2 自動販売機の設置や商品補充など管理に支障がないか、応募前に現地を確認すること。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 法人にあっては千葉県内に本店、支店又は営業所があること。
個人にあっては、我孫子市内で事業（飲料水等の販売）を営んでいること。
- (2) 過去2年間において、自動販売機設置運営事業の実績を有している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納していないこと。
- (5) 我孫子市内に本店、支店又は営業所を有する者にあつては、法人市民税（個人にあつては住民税）を滞納していないこと。我孫子市内に本店、支店又は営業所が無く千葉県内に本店、支店又は営業所を有する法人にあつては、法人県民税を滞納していないこと。
- (6) 我孫子市の設置事業者募集において、募集公表の日から過去1年以内に設置事業者決定後の契約未締結又は契約締結後の中途解約をしていないこと。
- (7) 役員等（参加者が個人である場合にはその者。参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号又は第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (10) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど

直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当に利用するなどしている者でないこと。
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (14) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

3 契約の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとなり、民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく賃貸借契約となる。

(2) 賃貸借期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日までとし、更新しないものとする。
また、設置及び撤去に要する期間を含む。

(3) 賃借料等

ア 賃借料

貸付は物件ごととし、賃借料は物件ごとに市が設定する最低価格以上で、提案した最高価格を賃借料とする。（賃借料は提案賃料に消費税相当分を加えた額。）

賃借料は、年度ごとに市が発行する納入通知書により指定する期限までに一括して納入すること。

なお、1年未満の期間に係る賃借料の額は、年額に基づき月割計算により算定した額とし、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り上げるものとする。
※賃借料の消費税相当分について、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とする。（毎年度4月1日現在の消費税率を適用。）

イ 維持管理等に係る経費の負担

自動販売機の設置・撤去等を含む維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。自動販売機に係る電気使用料は、設置事業者の負担とし、当該自動販売機用の積算電力計（個別メーター）を設置事業者の負担で設置し、次の計算方法により算定すること。

算定した電気使用料は、別途発行する納入通知書により指定する期限までに納入すること。

$$\text{電気使用料} = \frac{\text{施設全体の電気料金}}{\text{施設全体の使用電力量}} \times \text{自動販売機の使用電力量}$$

ウ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払うこと。

(4) 販売品目及び自動販売機の条件等

ア 販売品目は、缶及びペットボトルの容器で、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、ジュース、乳飲料などの清涼飲料水とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む）の販売はしないこと。

イ 販売価格は、希望小売価格以下で販売すること。

ウ 自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とすること。

エ 自動販売機のデザインや外観については、設置場所への景観配慮に努めること。

オ 自動販売機は、災害時に内部の商品を無償提供できる災害対応機種とすること。

カ 自動販売機は、電子マネーやQRコード等のキャッシュレス決済に対応した機種とすること。（キャッシュレス決済の種類については、設置前に協議すること。）

(5) 貸付の条件

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に使用しないこと。

イ 貸付物件の現状を原則変更しないこと。

ウ 貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付物価に関する権利を第三者に譲渡しないこと。

(6) 維持管理責任

ア 自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行うこと。

イ 食品衛生法を遵守し販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

ウ 食品衛生法に基づく営業許可等が必要となる自動販売機の設置については、設置事業者の責任において行うこと。

エ 商品補充、賞味期間の確認、金銭管理等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

オ 使用済み容器の回収ボックスは、貸付面積を超えない範囲で1個以上設置すること。
また、設置事業者の責任で全ての容器を適切に回収し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることのないよう回収頻度について十分考慮の上、適切な維持管理に努めること。なお、回収ボックスの設置場所は別途協議すること。

カ 自動販売機、回収ボックス及び自動販売機の周囲を清潔に保つこと。

キ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において迅速かつ誠実に対応するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。また、自動販売機本体に連絡先を明記すること。

ク 自動販売機の設置により第三者に生じた事故が、市の責に帰さない事由による場合は、設置事業者の負担により補償すること。

ケ 市の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関し、その一切の責任を負わないものとする。また、自動販売機が毀損、汚損又は紛失

した場合は、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。

(7) 売上金額等の報告

年1回、年度末に月毎の売上金額、売上本数を市へ報告すること。報告内容については、市が公表などに活用することができるものとする。

(8) 貸付場所の返還

賃貸借期間の満了及び契約解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復すること。

(9) 賃貸借契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合、市は契約を解除できるものとする。

ア 期限までに賃借料が納付されない場合

イ 苦情等への適正な対応がされない場合

ウ 飲料容器の回収が適正に行われない場合

エ 設置場所を市において貸付場所を使用する必要性が生じた場合

オ 建物の建替えにより設置の継続が困難になった場合

カ その他本募集要領及び賃貸借契約書の規定に違反した場合

(10) 賃借料の返還

設置事業者が契約の条件に違反する等、設置事業者の責に帰すべき理由による契約解除や設置事業者の自己都合による契約解除の場合、賃借料の返還はしない。

4 設置事業者決定までのスケジュール

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 令和8年6月19日(金) | ホームページに募集要領、物件調書、様式を掲載 |
| 令和8年6月24日(水) ~同年6月30日(火) | 質問の受付 |
| 令和8年7月3日(金) | 質問・回答書をホームページに掲載(13時までに掲載) |
| 令和8年7月10日(金) | 応募の受付開始 <u>郵送(書留又は簡易書留の方法に限る。)</u> により提出 |
| 令和8年7月27日(月) | 応募の受付締切り(17時までに資産管理課に必着) |
| 令和8年7月30日(木) | 設置事業者決定 |
| 令和8年7月31日(金) | 結果公表 |

5 応募書類等の取得

応募書類等は、我孫子市ホームページの「事業者向け情報>事業者の募集>我孫子市公共施

設自動販売機設置事業者募集」に掲示する。募集に参加しようとする者は、応募書類等をダウンロードして取得及び閲覧し、提出書類を作成すること。

6 募集に関する質問及び回答

(1) 質問

質問がある場合、令和8年6月24日(水)から同年6月30日(火)までに資産管理課にメールで送信すること。メールには質問事項のほか、事業者及び担当者名、電話番号を記載すること。なお、メールの着信確認を電話にて行うこと。

我孫子市資産管理課 メールアドレス：abk_shisankanri@city.abiko.chiba.jp

電話番号：04-7185-1289

(2) 質問に対する回答

令和8年7月3日(金)の13時までに我孫子市ホームページの「事業者向け情報>事業者の募集>我孫子市公共施設自動販売機設置事業者募集」に掲載する。ただし、質問がないときは行わない。

7 応募方法

この募集に参加を希望する者は、必要な提出書類を添え、郵送(書留又は簡易書留の方法に限る。)により、下記の期間内に提出すること。

(1) 提出期間

令和8年7月10日(金)から同年7月27日(月)の17時までに、資産管理課に必着とする。

(2) 提出先

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 財政部 資産管理課 資産管理係

(3) 提出書類

ア 応募申込書兼誓約書(様式1)

イ 印鑑登録証明書

ウ 賃料提案書(様式2)

賃料提案書に記載する提案金額は、年額の賃借料(消費税を含まない金額)を記載すること。

エ 証明書類

〈法人の場合〉

(ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(イ) 国税の納税証明書

直近年度の「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)」

(ウ) 我孫子市内に本店、支店又は営業所がある法人については、直近年度の法人市民税の納税証明書 ※我孫子市内に本店、支店又は営業所が無い場合は直近年度の法人県民税の納税証明書

〈個人の場合〉

(ア) 身分証明書（本籍地の市町村で発行）

(イ) 国税の納税証明書

直近年度の「所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）」

(ウ) 我孫子市民の方については、直近年度の住民税の納税証明書

※上記で提出する証明書類等は、いずれも発行後3か月以内の原本とする。（複写したものは不可）

オ 設置する自動販売機のカタログ（寸法や省エネルギー等の機能が確認できるもの）

カ 販売商品一覧表（様式3）

キ 過去2年間に自動販売機設置運営事業を行った実績に関する書類（様式4）

ク 代理人による契約等に関する申出書（様式5、契約等の手続を営業所等の代理で行うことを希望する場合は添付）

(4) 提出書類作成上の注意

ア 提出書類の日付は、作成日を記入すること。

イ 提出書類への押印は、印鑑登録している印鑑を使用すること。

ウ 提出すべき書類が不足している場合は失格となるので、必ず確認すること。

(5) 提出方法

上記(3)ウ賃料提案書（様式2）のみを「提案書用封筒」（小封筒(長3)）に入れ、封かん（割印）し、封かんした「提案書用封筒」とその他必要な提出書類を同封（大封筒（角2））し提出すること。なお、提出された書類の返却には応じない。

※公募様式にある「封筒参考例」の提出用封筒等を参照すること。

(6) 問合せ先

我孫子市資産管理課 電話番号：04-7185-1289

(7) 応募申込の無効要件

ア 応募資格のない者がした申込み

イ 同一物件に同一人がした2以上の申込み

ウ 応募に関し、不正行為があった場合の申込み

エ 最低価格に達しない価格で提案した方の申込み

オ その他指定した以外の方法による申込み

8 応募に際しての注意事項

次のいずれかに該当する場合は、その事実があった日から1年間は自動販売機設置事業者の応募に参加することができない。

(1) 設置事業者に決定した者が契約を締結しない場合

(2) 設置事業者に決定した後に辞退する場合

(3) 契約締結後に途中で契約を解約した場合

(4) 後述「10 設置事業者の決定の取り消し」に該当する場合

9 設置事業者の決定方法

(1) 申込書類の審査

提出された申込書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象者とする。

(2) 設置事業者の決定

選定対象者の中から賃料提案書の最高価格を提示した者を設置事業者として決定する。

(3) 複数の同価格者がいる場合

最高価格が2者以上いる場合は、第3者立会いのもと、くじ引きにより決定する。

(4) 繰上げ決定

設置事業者の決定後に取消や辞退があった場合は、本募集において次順位に高額な賃料提案のあった事業者を繰上げて設置事業者として決定する。

次順位の事業者が辞退等をした場合は、以下同様に繰上げて設置事業者が決定するまで繰上げを行う。

ただし、繰上げ設置事業者の決定は、本募集の賃貸借期間から6か月以内とする。

10 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消すものとする。

(1) 応募提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 設置業者が応募資格を失った場合

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと本市が判断した場合

11 設置事業者決定結果

市ホームページの「[事業者向け情報>事業者の募集>我孫子市公共施設自動販売機設置事業者募集](#)」に設置事業者名及び決定金額を掲載する。

12 個人情報の取扱い

本募集による個人情報は、設置事業者の決定事務手続きのみに使用することとし、その他の目的には使用しない。ただし、資格確認のために関係機関に情報提供する場合がある。

13 契約の締結等

(1) 契約の締結等

設置事業者決定の日から速やかに賃貸借契約書を締結するため、設置事業者は契約書2部を作成し、施設の担当課へ提出すること。担当課で契約書を受領後、1部を返送する。

契約書は、原則として市ホームページの「[事業者向け情報>事業者の募集>我孫子市公共施設自動販売機設置事業者募集](#)」に掲載している契約書様式を用いて作成すること。

(2) 行政財産貸付申請

設置業者は、自動販売機設置前に契約書及び関係書類を添えて行政財産貸付申請書を施設の担当課へ提出すること。申請書は、市ホームページの「[事業者向け情報>事業者の募](#)

集>我孫子市公共施設自動販売機設置事業者募集」に掲載している申請様式を用いて作成すること。

(3) 納入通知書

前項の申請書を受理した後、資産管理課から賃借料に係る納入通知書を郵送する。到着後、納入通知書により指定する期限までに納入すること。

<別紙>

物 件 調 書

| | |
|---------|--|
| 施設名称 | 我孫子市役所 |
| 所在地 | 我孫子市我孫子 1858 番地 |
| 貸付場所 | 本庁舎 1 階 正面玄関前（屋外） |
| 貸付面積 | 1.50 m ² 幅 1,500 mm×1,000 mm 高さ 2,200 mm以内/台 |
| 設置台数 | 1 台 |
| 利用対象者 | 閉庁日：土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日） 開庁時間：9時00分～16時30分 令和7年利用者延べ人数：59,836人（市民課受付のみ） |
| 販売品目の条件 | 缶、ペットボトル飲料（酒類を除く清涼飲料水） |
| 販売価格 | 希望小売価格以下 |
| 売上実績 | 売上実績：7,677本、988,805円 期間：令和7年4月～令和8年3月（1年間） |
| 施設の担当課 | 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 我孫子市役所 財政部 資産管理課 資産管理係 電話番号：04-7185-1289 |

■貸付場所（我孫子市役所本庁舎1階正面玄関前）



【フロアマップ】

